**序論及び目的**

１　はじめに

（１）本計画は、令和２年４月に改正された家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）において新たに第12条の３の４に規定された飼養衛生管理指導等計画について定めるものである。

（２）本計画第２期の計画期間は、令和６年度から令和８年度とする。なお、府内外の家畜伝染病発生状況の変化や新たな知見等があった場合は随時見直すこととする。

２　目的

国内外で発生が相次いでいる高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、豚熱及びアフリカ豚熱などの特定家畜伝染病の発生を予防するためには、各農場において、平常時より飼養衛生管理基準に基づく衛生管理を徹底することが重要である。

これにあたり、関係者が共通認識を持って取り組むことができるよう、基本的な方向、重点項目、指導手順等の指針をここに示すものである。

**第一章　飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向**

**Ⅰ　本府の畜産業の現状**

１　家畜及び家きんの飼養戸数及び飼養頭羽数　　　　　　　　　　（令和５年２月１日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 牛 | | 鹿 | 馬 | めん羊 | 山羊 | 豚 | いの  しし |
| 乳用 | 肉用 |
| 農場 | 戸数 | 23 | 9 | 0 | 30 | 7 | 7 | 11 | 0 |
| 頭数 | 1,156 | 779 | 0 | 818 | 108 | 168 | 2,349 | 0 |
| 小規模 | 戸数 | 1 | 0 | 2 | 8 | 6 | 35 | 75 | 3 |
| 頭数 | 1 | 0 | 4 | 8 | 10 | 68 | 92 | 3 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 鶏 | | あひる | うずら | きじ | だちょう | ほろほろ  鳥 | 七面鳥 |
| 採卵 | 肉用 |
| 農場 | 戸数 | 23 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 羽数 | 56,765 | 27 | 16,700 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 小規模 | 戸数 | 83 | 0 | 28 | 19 | 3 | 4 | 3 | 3 |
| 羽数 | 1,335 | 34 | 234 | 117 | 39 | 10 | 23 | 10 |

注１）次の頭羽数以上を飼養する施設を農場、次の頭羽数未満を使用する施設を小規模という。

牛・水牛・馬：2頭以上、鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし：6頭以上、鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥：100羽以上、だちょう：10羽以上

注２）乳用牛農場で飼養する肉用牛は「肉用牛頭数」に、採卵鶏飼養施設で飼養する肉用鶏は「肉用鶏羽数」に含む。

２　飼養衛生管理基準の遵守状況　　　　　　　　　　　　　　　（令和５年２月１日現在）

（１）牛

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 基準 | 遵守率(%) | |
| 乳用牛 | 肉用牛 |
| Ⅰ | １ | ①家畜の所有者の責務の徹底 | 100 | 100 |
| Ⅰ | 3 | ②従事者及び外部事業者への飼養衛生管理マニュアル周知徹底 | 83 | 78 |
| Ⅰ | 4 | ②衛生管理区域の出入口等への台帳設置、消毒の記録･保管 | 78 | 56 |
| Ⅰ | 8 | ①衛生管理区域の適切な設定 | 100 | 100 |
| Ⅰ | 10 | 埋却地の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置 | 65 | 44 |
| Ⅱ | 16 | ①衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 | 96 | 89 |
| Ⅱ | 17 | ①衛生管理区域の出入口における車両の消毒 | 91 | 88 |
| Ⅱ | 22 | ②導入家畜の他の家畜との直接接触防止 | 83 | 100 |
| Ⅳ | 37 | ①特定症状が確認された場合の早期通報 | 100 | 100 |

（２）豚

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 基準 | 遵守率(%) |
| Ⅰ | １ | ①家畜の所有者の責務の徹底 | 100 |
| Ⅰ | 3 | 飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 | 73 |
| Ⅰ | 4 | ②衛生管理区域の出入口等への台帳設置、消毒の記録･保管 | 73 |
| Ⅰ | 8 | ①衛生管理区域の適切な設定 | 100 |
| Ⅰ | 10 | 埋却地の確保又は焼却若しくは化製のための準備 | 46 |
| Ⅱ | 21 | 処理済みの飼料の利用 | 100 |
| Ⅱ | 23 | 衛生管理区域への野生動物の侵入防止 | 100 |
| Ⅲ | 25 | 畜舎に立ち入る者の手指消毒等 | 82 |
| Ⅲ | 26 | ①畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用 | 46 |
| Ⅲ | 28 | 畜舎外での病原体による汚染防止 | 100 |
| Ⅲ | 29 | ①野生動物の侵入防止のためのネット等の設置 | 82 |
| Ⅲ | 29 | ②定期的な点検及び修繕 | 91 |
| Ⅲ | 32 | 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 | 73 |
| Ⅳ | 39 | ①特定症状が確認された場合の早期通報 | 100 |

（３）鶏

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 基準 | 遵守率(%) |
| Ⅰ | １ | ①家畜の所有者の責務の徹底 | 100 |
| Ⅰ | 3 | ②従事者及び外部事業者への飼養衛生管理マニュアル周知徹底 | 48 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 基準 | 遵守率(%) |
| Ⅰ | 4 | ②衛生管理区域の出入口等への台帳設置、消毒の記録 | 65 |
| Ⅰ | 7 | ①衛生管理区域の適切な設定 | 96 |
| Ⅰ | 8 | 埋却地の確保又は焼却若しくは化製のための準備 | 100 |
| Ⅱ | 14 | ①衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 | 91 |
| Ⅱ | 15 | ①衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 | 100 |
| Ⅲ | 24 | ①野鳥等の侵入防止のためのネット等の設置 | 100 |
| Ⅲ | 24 | ②定期的な点検及び修繕 | 100 |
| Ⅲ | 27 | ①衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 | 83 |
| Ⅳ | 34 | ①特定症状が確認された場合の早期通報 | 100 |

３　府内の畜産業の特徴

本府における畜産業は大消費地を背景とし、都市近郊の有利性を生かした典型的な都市型畜産として発展してきた。

各農場は、酪農団地を除き都市及び都市近郊に点在し、伝染病予防の観点から見ると一体的な施設整備等は難しい反面、発生時におけるまん延リスクは低く抑えることができるといえる。１戸当たり最大飼養頭羽数は、乳用牛、肉用牛とも200頭規模、肥育豚は1,000頭規模、採卵鶏は1万羽規模であり、大半は家族経営を主体とした中小規模の畜産専業農家である。府内の農業生産額全体に占める割合は約6%と全国（約39%）を大きく下回る（「近畿農業の概要」令和５年９月近畿農政局）。厳しさを増す営農環境であるが、大消費地に近傍する強みを生かし、「大阪産（もん）」として更なる需要拡大を図るとともに生産現場や畜産物への理解を促すため、ＰＲツール等を用いた消費者向け情報発信等に取り組んでいる。

**Ⅱ　家畜の伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題**

１　家畜衛生上の課題の概要

本府における家畜衛生上の課題の特徴としては、直近では平成30年度に府外からの感染豚の導入による豚熱の発生があったことからも、導入家畜による侵入リスクが重視される。乳用牛では府外への預託育成、肉用牛・豚・家きんでは府外からの肥育素畜や雛の導入を行っている農場が大半であることから、導入時の病原体持ち込みを防ぐ取り組みが重要である。また、都市近郊の立地を活かした食品循環資源（エコフィード）が多く利用されていることから、飼料による病原体侵入防止対策も重要である。一方で放牧や草地利用は少なく、中大型野生獣との直接的な交差リスクは相対的に低いといえる。

これらの課題に対し、府は、特に注意が必要な項目について理解を促し、重点的に指導を行っていく。

２　家畜の種類ごとの伝染性疾病発生状況及び家畜衛生上の課題

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 家畜区分 | 家畜の伝染性疾病の発生状況  及び家畜衛生上の課題 | 対応 |
| 牛 | ＜発生状況＞  ヨーネ病：平成２３年２月に府内で初めて摘発されて以来、数年に１頭未満の頻度で発生がみられる。  下痢症：哺乳子牛、肉用育成牛等でBCV、BToV、BRAV、サルモネラ、コクシジウム等による下痢症が散発。  ＜課題＞  ・乳用後継牛を育成する土地、施設がないことから、預託育成や購入により府外農場から牛とともに病原体が持ち込まれるリスクが常に伴う。 | ・農場への病原体持込みを防止するため、車両消毒、衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置、導入家畜の他の家畜との直接接触防止とともに感染ルート等を早期特定するための記録の作成･保管を指導する。  ・必要に応じ診療獣医師と連携して適切な医薬品使用に基づく治療や、ワクチンを含めた予防対策を指導する。また、講習会等により農場従事者の飼養管理技術の向上を図る。 |
| 豚 | ＜発生状況＞  豚熱：平成３１年２月に府外豚熱発生農場からの導入畜による発生があった。令和３年３月に府外豚熱発生農場からの導入畜が疫学関連家畜となる事例があった。  ＜課題＞  ・エコフィード利用農家が多い。加熱装置の整備、確実な運用が必要。  ・豚熱発生の経緯も踏まえ、導入畜による病原体の持ち込みに警戒が必要である。  ・愛玩を目的とした一般家庭でのマイクロブタ飼養者が増加しており、農場とは全く異なる飼養形態に応じた飼養衛生管理指導が必要。 | ・エコフィード利用農家はいずれも基準を遵守している。今後も引き続き、遵守状況を確認していく  ・農場への病原体持込みを防止するため、車両消毒、畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄消毒とともに感染ルート等を早期特定するための記録の作成･保管を指導する。野鳥や小型野生動物侵入防止のため、ネットの点検補修等を指導する。  ・指導に資するため、引き続き野生イノシシにおける豚熱及びアフリカ豚熱サーベイランスを実施する。  ・マイクロブタについては負担軽減を図りつつ衛生管理指導水準を維持するよう努める。 |
| 家きん | ＜発生状況＞  高病原性鳥インフルエンザ令和３年１月に府外発生農場からの導入ひなが疑似患畜となる事例があった。また、令和５年12月に大阪市内にて、さらに令和６年２月から３月にかけて堺市内にて回収されたカラスにおいて遺伝子検出事例あり。  ＜課題＞  ・一般的な養鶏場ではワクチン接種済みの大雛で導入されることが多く、伝染性疾病の頻繁な発生はないが、導入家きんによるHPAIウイルスの持ち込みに注意が必要である。  ・採卵養鶏場では、直売所を併設する施設も多く、来客の動線管理が必要。 | ・農場への病原体持込を防止するため、衛生管理区域出入車両の消毒、専用の衣服及び靴の設置並びに使用とともに、感染ルート等を早期特定するための記録の作成・保管を指導する。・野鳥や野生動物の侵入を防止するため、防鳥ネットの設置・修繕、家きん舎の破損箇所の修繕を行うよう指導する。  ・直売所来客が農場に立ち入らないよう衛生管理区域の適切な設定と境界の明示を指導していく。  ・定期的なサーベイランスによりHPAIウイルス侵入監視並びにその他疾病の浸潤状況やワクチン免疫状況を把握し、指導に活用する。また、野鳥サーベイランスによりHPAIウイルス侵入監視を行う。 |
| 馬 | ＜発生状況＞  現在、伝染性疾病の発生はない  ＜課題＞  ・府内の馬は、ほとんどが乗馬クラブで飼養される乗用馬である。全国展開する乗馬クラブにおけるクラブ間での馬の移動や、競技会参加のための馬の移動のほか、乗馬クラブの会員、ビジター騎乗者の出入りが頻繁であるため、他地域での疾病発生状況についても注視が必要である。 | ・常に最新情報が把握できるよう府は情報伝達・共有に努める。  ・年1回以上の立入の際、遵守状況について確認する。 |

３　各主体における課題

伝染性疾病の発生及びまん延防止のためには、関係者が十分に国内外の発生状況及び動向を把握し、相互に連携しながら正しい知識の普及、情報の収集及び提供、人材の養成及び確保、迅速かつ的確な連絡体制といった協働体制の構築に取り組むことが重要である。

本府においては、畜産農家の戸数が少なく各地域に点在していることから、個別対応は行いやすい一方で、農場間においては情報収集の機会や幅広いつながりに限界があり、引き続き府が家畜保健衛生所情報の発信や講習会の開催等により積極的に情報提供や連携強化を図る必要がある。

また、農場戸数が少ない市町においては家畜防疫や畜産経営に関する情報の寡少さが想定されることから、府が説明会や防疫演習等を開催することで危機管理体制の強化に努めていく必要がある。

**Ⅲ　指導等の実施に関する基本的な方向**

１　各課題に対する基本的な取組の方向

飼養衛生管理に関する全般的な課題について、飼養衛生管理指導等指針に沿って基本的な対応方向を次のとおりとする。

（１）家畜衛生の推進に係る協働体制の構築

・家畜の伝染性疾病による畜産業への被害を最小限に抑えるため、府は、市町村、関係事業者、生産者団体及び獣医師等と相互に連携を図りながら、正しい知識の普及、情報の収集及び提供、人材の養成及び確保、迅速かつ的確な連絡体制の整備といった協働体制の構築に取り組む必要がある。

・関係者へ正しい知識の普及や情報の提供を行うため、全国会議や近畿ブロック協議会、業績発表会等に参加し最新の知見を収集するとともに、県境防疫会議等により隣接府県との情報共有を図る。

・国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況や最新の知見、飼養衛生管理向上のための指導事項、各種支援策等の情報を「家畜保健衛生所情報」等を活用して郵送、FAX、電話、メール等により家畜の所有者・飼養衛生管理者及び関係者へ提供する。

（２）家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止のための備え

・府は、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱及びアフリカ豚熱といった家畜伝染病の発生に備え、各疾病について防疫対策要領を策定し、危機管理体制の整備を実施する。

・発生時にはこれらに基づき迅速な防疫措置が行われるよう、定期的に関係者と防疫訓練を実施するとともに、現地対策本部となる農と緑の総合事務所と連携を密にし、事務所で毎年地域の関係機関を対象に開催される説明会において講習を行い、防疫体制の確認を行う。

・家畜の所有者及び飼養衛生管理者の連絡先を取得・整理し、緊急時の連絡に備える。

（３）生産性向上を阻害する疾病の低減

・呼吸器疾患や下痢症、乳房炎等の疾病や飼養管理失宜は生産性を阻害するばかりでなく、これらの疾病による死廃率の増加は家畜伝染病によるそれと区別し難く、発見を遅延させるおそれがあることからも低減に努める必要がある。

・府は、飼料給与や飼養管理の技術について、必要な助言や指導を行う。

・生産性阻害疾病の原因となる大腸菌やサルモネラ等について、原因の究明やモニタリング調査を実施し、農場内の衛生状態を把握する。

（４）動物用医薬品の適正な流通・使用と薬剤耐性に対する認識の向上

・抗菌剤の不適切な使用によって発生・増加する薬剤耐性菌は、畜産分野において家畜の治療を困難とするほか、食品等を介して人へと伝播し人の感染症の治療も困難とするおそれがあり、近年、国際的に、更なる対策の強化が求められている。

・このような情勢も踏まえながら、府は、動物用医薬品の適正な販売について監視・指導を実施する。

・乳房炎等疾病の診断にあたっては、薬剤感受性についても調査し、適切な治療が行われるよう適宜助言・指導する。

（５）野生動物への対策強化

・高病原性鳥インフルエンザにおける野鳥や、豚熱におけるいのしし等、野生鳥獣における感染状況が家畜伝染病発生に影響を与える問題として近年重要視されている。

・府は、野生動物における感染状況をモニタリング等により把握し、家畜での発生防止対策に資する。

・農場内への野生鳥獣の侵入はもとより、人や車両、小動物を介した病原体の侵入を防止するため、飼養衛生管理基準の遵守指導を家畜の所有者並びに飼養衛生管理者に対し行う。

２　飼養衛生管理の状況の確認及び指導等の実施方法

（１）府は毎年、①から⑧の方法により飼養衛生管理状況の確認及び指導を行う。確認にあたっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して適正な水準で実施する。また、助言にあたっては、最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準とすることを前提に、労務負担やコストの低減にも配慮して行うよう努め、必要に応じて優良事例を紹介する等総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。

①　飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導等について、本計画に即して計画的に実施するよう努めることとする。特に第３章Ⅰの１に定める重点的な事項について、原則として計画期間中に全農場に対し指導完了できるよう、年度別の計画を同２に定める。なお、飼養衛生管理基準遵守状況確認の結果及び伝染性疾病の発生状況から新たに重点的に指導を行うべき事項が生じた場合等は、生産者団体等の意見も踏まえながら実効的な内容となるよう見直しを行いながら進めていく。

②　飼養衛生管理者に対し、農場ごとに作成する衛生管理マニュアルについて少なくとも年１回以上自己点検を行い、その結果を家畜の所有者と共有するよう指導を行う。

③　基本的に法第12条の４に基づく定期報告のあった全農場（小規模飼養施設を除く）について検査・注射等の機会を利用して別に定めるスケジュールのとおり年１回以上の立入を行い、飼養衛生管理基準の遵守状況について確認を行う。小規模飼育施設のうち、農場と疫学関連がある或いは畜産物を流通させている等の防疫上必要な施設及び学校については、計画的に立入を実施し、必要に応じ助言等を行う。

④　立入の際は、自己点検の結果を飼養衛生管理者と共に確認し、前回の遵守状況のフィードバックや意見交換、解説等により飼養衛生管理基準に関する理解を高めた上で、自己点検の頻度や方法等、必要な助言等を行う。また、年度ごとに定める重点的指導項目が遵守できていない場合は、口頭だけでなく書面により改善すべき項目を明示するとともに、手間や費用を必要最小限に抑える工夫を紹介する等の助言を行い、取組を促す。さらに、次回の定期報告までに再度立入や聞取りを行い、遵守状況を確認する。

⑤　前項において確認の結果、著しく不十分である場合等、衛生管理の改善のために必要と考えられる場合は２（２）の手順により法第12条の５及び第12条の６に基づく指導、助言並びに勧告を実施する。

⑥　府域において特定家畜伝染病の発生リスクが高まった場合に、府は対象家畜の所有者、飼養衛生管理者及び関係者に対し家畜保健衛生所情報等による情報提供・注意喚起を行うとともに、必要に応じ農場の衛生管理状況について、聞取りや立入検査により確認する。また、緊急消毒が必要と判断された場合は、家畜の所有者に対し家畜伝染病予防法第９条または第30条に基づく命令を行い、確実に実施するよう告示により周知する。

⑦　養豚場の豚の所有者及び飼養衛生管理者に対して３か月に一度、家きんの所有者及び飼養衛生管理者に対しては高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まる毎年９月頃から不遵守項目がなくなるまで期間中毎月、飼養衛生管理基準の遵守状況に関する自己点検（一斉点検）を実施する。

⑧　畜産事業者が補助事業・制度資金を利用するにあたり飼養衛生管理基準の遵守に係るクロスコンプライアンスが導入されている場合は、遵守状況の確認並びに必要に応じ助言・指導等を行う。特に規模拡大を行う畜産事業者に対する埋却地の確保等が確実に図られるよう取り組む。

（２）知事は、法第12条の４に基づく定期の報告及び法第51条に基づく立ち入り検査等によって家畜の所有者の不遵守を確認した場合において、法第12条の５及び第12条の６の規定による指導及び助言並びに勧告を行うときは、飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引きや国からの逐次の指導等を踏まえ、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の８から10まで及び「飼養衛生管理基準に関する勧告、命令等に係る関係事務処理要領」並びに以下の①から④までに従って実施する。

①　府は、法第51条に基づく立入検査等によって、家畜の所有者の不遵守を確認し、改善を促してもなお当該家畜の所有者が府遵守状況の改善を行わないなど、衛生管理が行われることを確保するため必要があるときは、法第12条の５に基づき飼養衛生管理基準に定めるところにより家畜の飼養に係る衛生管理を行うよう、当該家畜の所有者に対して指導及び助言を行う。

指導及び助言にあたっては、不遵守の内容及び府遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して行う。

②　知事は、①における改善状況を確認した結果、家畜の所有者がなお飼養衛生管理基準を順守していないと認めるときは、法第12条の６第１項に基づき、期限を定めて家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

勧告にあたっては、不遵守の内容及び不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示し、文書を交付して行う。

また、家畜の所有者が改善すべき期限として定める期間は原則１週間（ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、当該期間以内に改善することが困難と認められる場合には、改善すべき内容に応じた合理的な期間。本項の③及びなお書きにおいて同じ。）とし、当該期間が経過した後、速やかに必要な改善が実施され、もって飼養衛生管理基準が遵守されていることを確認する。

③　知事は、②における確認の結果、家畜の所有者がその勧告に従わないときは、その者に対し、法第12条の６第２項に基づき、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

また、家畜の所有者が改善すべき期間として定める期間は原則１週間とし、当該期間が経過した後、速やかに勧告に係る措置がとられていることを確認する。

④　①から③までの改善状況の確認は、法第51条に基づく立入検査等その他知事が適当と認める方法による。

なお、法第34条の２に基づきまん延防止措置として実施する緊急の勧告及び命令の際も同様に取り扱うこととするが、これらの勧告又は命令の実施後に改善したことを確認する期間は、原則としてそれぞれ１週間及び３日間が経過した後とする。

（３）府は、法第12条の６第３項及び第34条の２第３項の命令違反者について、周辺農家及び関連事業者におけるリスク管理の取組が適切に実施されるよう、家畜の飼養農場の名称及び所在市町村名、家畜の所有者の氏名又は代表者名、違反事由等を速やかに公表するとともに、国へ報告する。なお、命令違反者の公表は、命令を遵守できなかったことについて家畜の所有者の責めに帰すべき事由がない場合を除き原則実施する。

**第二章　家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項**

**Ⅰ　実施方針**

１．全国的サーベイランス

各年度の「家畜伝染病予防事業における全国的サーベイランスの実施について（農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）」に沿って実施する。

２．地域的サーベイランス

第一章Ⅱの２で伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題として挙げたとおり、近年発生のあった疾病、発生を警戒すべき疾病を選定し、重点的に検査を実施する。

３．スケジュール

上記の方針に従い、家畜伝染病予防事業計画を毎年度作成する。なお、年度途中で状況に変化があった場合は、適宜見直すこととする（別表１）。

４．病性鑑定

異常家畜または家きんの病性鑑定を行う場合は、農場における飼養衛生管理状況や疫学情報、同居畜の臨床症状等可能な限りの情報収集を行うことで的確かつ迅速な結果が導かれるよう努める。

**Ⅱ　検査結果の取り扱い**

家畜の所有者等から得た飼養衛生管理に係る情報、サーベイランス及び病性鑑定の結果に係る情報等について、積極的に整理及び分析を行い、家畜の所有者等に対し伝染性疾病の防除や生産性向上に係る現場に即した情報を提供することにより、生産者の飼養衛生管理基準遵守への主体的な取組みを促し、事前対応型の有効かつ的確な防疫体制の構築を図る。

**第三章　重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項**

**Ⅰ　飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項**

１　重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 家畜区分 | 重点的に指導等を実施すべき事項 | 地域・時期 | 実施の方法 |
| 牛 | ・家畜の所有者の責務の徹底  ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底  ・衛生管理区域の適切な設定  ・記録の作成及び保管  ・衛生管理区域出入りの際の衣服及び靴の交換（＊）  ・衛生管理区域の出入口における車両の消毒  ・導入家畜の他の家畜との直接接触防止（＊）  ・特定症状が確認された場合の早期通報  ・埋却地の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置 | 地域：全域  時期：通年 | 乳牛飼養農場については年２回以上、肉牛飼養農場については年１回以上立ち入りし、指導を実施。 |
| 豚 | ・家畜の所有者の責務の徹底  ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底  ・衛生管理区域の適切な設定  ・記録の作成及び保管  ・処理済みの飼料の利用  ・衛生管理区域への野生動物の侵入防止  ・導入家畜の他の家畜との直接接触防止（＊）  ・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒  ・畜舎外での病原体の汚染防止  ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕  ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒  ・特定症状が確認された場合の早期通報  ・埋却地の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置 | 地域：全域  時期：通年 | 年２回以上立ち入りし、指導を実施。 |
| 家きん | ・家きんの所有者の責務の徹底  ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底  ・衛生管理区域の適切な設定  ・記録の作成及び保管  ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用  ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕  ・衛生管理区域内の整理整頓及び消毒  ・特定症状が確認された場合の早期通報  ・埋却地の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置 | 地域：全域  時期：通年 | 年２回以上立ち入りし、指導を実施。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 家畜区分 | 重点的に指導等を実施すべき事項 | 地域・時期 | 実施の方法 |
| 馬 | ・家畜の所有者の責務の徹底  ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底  ・衛生管理区域の適切な設定  ・記録の作成及び保管  ・器具の定期的な清掃消毒等 | 地域：全域  時期：通年 | 年1回以上立ち入りし、指導を実施。 |

注）表中の立入回数は、一定頭羽数以上の家畜、家きんを飼養する農場を対象とする。　　　＊印は府独自項目

２　各年度の優先事項等

（１）令和６年度　優先事項等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 家畜区分 | 重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項 | 優先的に指導等を実施する地域 | 理由 | 時期 |
| 牛・豚・家きん | ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底  ・記録の作成及び保管  ・衛生管理区域内の整理整頓 | 全域 | 令和５年度時点において各畜種に共通して遵守率が比較的低い項目 | 通年 |
| 牛・豚 | ・埋却地の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置 |

（２）令和７年度　優先事項等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 家畜区分 | 重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項 | 優先的に指導等を実施する地域 | 理由 | 時期 |
| 牛 | ・衛生管理区域出入りの際の衣服及び靴の交換  ・導入家畜の他の家畜との直接接触防止 | 全域 | 府独自課題への対応 | 通年 |
| 豚 | ・畜舎ごとの専用の靴の設置及び使用並びに手指の洗浄及び消毒  ・導入家畜の他の家畜との直接接触防止  ・野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 | 全域 | 令和５年度時点にける未達成項目 | 通年 |
| 家きん | ・衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 |

（３）令和８年度　優先事項等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 家畜区分 | 重点的に指導等を実施すべき飼養衛生管理基準の事項 | 優先的に指導等を実施する地域 | 理由 | 時期 |
| 牛・豚・家きん | ・衛生管理区域出入口における更衣前後の交差汚染防止措置 | 全域 | 比較的高度な取り組むべき項目 | 通年 |

**Ⅱ　Ⅰ以外で推奨される各主体が実施すべき飼養衛生管理上の事項**

１　府は、飼養衛生管理基準が定められた家畜の伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路（感染方式）及び有効な消毒薬並びに感染した家畜の病態等について、家畜の所有者等に対し講習会を開催する等し、周知を図る。

２　府は、家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。

３　家畜の所有者等は、メールアドレスの取得並びにインターネットの接続環境及び閲覧機器の確保を行い、国及び府から発信される家畜防疫に関する情報を適時把握できる環境を整備する。なお、環境が整備されるまでの間は、ＦＡＸ等による代用も可とする。また府は、日本語以外を母国語とする者が従事している場合は、当該言語の資料作成等により円滑な情報共有に努める。

４　家畜の所有者等は、野生動物が家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されているものとして農林水産大臣が指定する地域において講ずることが必要となる追加措置について、平常時から把握し、各農場で取るべき対応を想定しておく。

５　家畜の所有者は、家畜の死体の埋却地の確保を進めるとともに、平常時から地元との関係構築に努める。府は、家畜の所有者が埋却地を確保できない場合は移動式レンダリング装置による化製処理を原則とし、市町村と連携して設置候補地の確保に努め、必要に応じ家畜の所有者にしかるべき取組を求める。また、家きんについては焼却処理を原則とし、府は市町村と連携して焼却施設の事前協定に努める。但し、地域に焼却施設がない場合や、焼却施設があっても利用できない場合に備え、家きんの所有者に埋却地の確保を可能な限り求めていく。

６　家畜の所有者は、特定家畜伝染病発生時の影響の緩和を図るために必要と考える場合には、農場における衛生管理区域及び人・車両・物等の動線の見直しによる農場の分割管理を検討し、その具体的内容について府と相談の上、農場の分割管理に取り組む。府は、家畜の所有者から本件に関する相談があった際には、当該相談に係る農場の飼養衛生管理の状況を確認し、作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準及び特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。また、必要に応じて家畜の所有者等に対して農場の分割管理への取組について提案及び周知を行う。

**第四章　家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項**

**Ⅰ　家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針**

（１）家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者又はその組織する団体が、各地域において自助・共助の考えの下に、飼養衛生管理基準の内容や指導事項に関する情報共有、飼養衛生管理に係るマニュアルの策定、効果的な飼養衛生管理に関する研修の実施、先進的な畜産経営における衛生管理の取組状況の紹介、衛生対策設備の施工業者の案内、補助事業に関する情報の共有、防疫資材の共同購入・備蓄、一斉消毒の実施等の自主的措置に取り組むことが重要である。

（２）このため、府は、（１）の自主的措置に対して、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行うとともに、求めに応じて、研修会又は講習会を開催する場合の専門家の派遣を行う。

（３）また、各地域の生産者団体、獣医師の組織する団体、共済団体、狩猟者団体、関連事業者等が相互に連携して次の点に主体的に取り組むことを促すため、情報の提供に努める。

①　平常時における、家畜の所有者等に対する飼養衛生管理基準の内容等に関する研修会や説明会の開催、府等が実施する防疫演習への協力、飼養衛生管理マニュアルの作成、自己点検等に関する技術的な助言等

②　家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時における、飼養衛生管理の状況の確認や野生動物における浸潤状況調査等への協力、緊急の支援策の運営など地域における家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止

**第五章　飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項**

**Ⅰ　都道府県の体制整備**

１　家畜防疫員の確保及び育成

（１）法第53条第４項において、府は、定期的に獣医師職員を採用することにより、法に規定する事務を処理するために必要となる員数の家畜防疫員を確保することに努める。そのために必要に応じて、獣医系大学にて就職説明を実施する。また、地方大学法人大阪公立大学と連携し、獣医学専攻学生を対象に防疫演習や病性鑑定研修を行うなど家畜防疫業務への関心向上を図る。

さらに、部所属獣医師を家畜保健衛生所兼務と位置づけ家畜防疫員に任命するとともに、特定家畜伝染病発生時には他部所属獣医師を家畜防疫員に任命できるよう体制を整備している。平時よりこれらの獣医師職員を対象に農場にて実地に家畜防疫研修等を実施し、即戦力となる人材育成に努める。

（２）府は、国及び都道府県等が開催する研修会及び講習会等に家畜防疫員を参加させ、その育成に努める。

**Ⅱ　飼養衛生管理者の選任、研修等**

１　飼養衛生管理者の選任に関する方針

平常時から家畜と接している家畜の所有者や全ての従事者等が飼養衛生管理基準を遵守することが重要であり、飼養衛生管理者は国及び都道府県から提供される最新の家畜衛生に関する情報も活用し、衛生管理区域における飼養衛生管理の適正な実施を担保する中心的存在として、専任されるものである。このため、府は飼養衛生管理者（家畜の所有者が自ら飼養衛生管理者となる場合には、当該家畜の所有者）が、衛生管理区域において、現に、家畜と接する従事者等が飼養衛生管理を適正に指導することができる者であるかを担保する観点から（１）及び（２）の指導等を行う。

（１）府は、家畜の所有者に対し、衛生管理区域ごとに、その衛生管理区域の管理経験や知識、管理指導の能力が豊富な者を、飼養衛生管理者として選任するよう指導等を行う。ただし、衛生管理区域が隣接している場合やその経営形態の性質から複数の衛生管理区域を一人で管理している場合に飼養衛生管理基準や適切な防疫手法の共有をはじめとした業務の実施に支障がない場合はこの限りではない。なお、家畜の所有者自身が、実際に家畜に接する従事者などの管理が可能な衛生管理区域について、飼養衛生管理者になることも可能である。

（２）府は衛生管理区域ごとの飼養衛生管理者の選任状況を、毎年の定期報告により把握する。この際、

①　飼養衛生管理者が選任されていない衛生管理区域があった場合、速やかに選任するよう指導等を行う。

②　定期報告により報告された飼養衛生管理者の住所が衛生管理区域から著しく遠方にある場合や多数の衛生管理区域を一人の飼養衛生管理者が選任している場合等、衛生管理区域において飼養衛生管理が適正に行われているかを確認及び指導することが事実上困難と考えられる場合には、府は、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理者の選任状況を見直すよう指導等を行う。

２　飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

府は、飼養衛生管理者がその業務を行うために必要な知識・技術の習得・向上を図ることができるよう、基本的に毎年1回、畜種ごとに「地域講習会」を実施する。また、講習会の開催のほか、「家畜保健衛生所情報」等を適宜発行し、資料等の提供により飼養衛生管理者に必要な知識・技術の習得・向上を図る。なお、「地域講習会」「家畜保健衛生所情報」等では以下の事項について、情報提供等を行う。

　　①　海外及び国内における家畜の伝染性疾病の発生状況・動向

　　②　飼養衛生管理基準の内容及び同基準を遵守するための具体的な措置の内容

　　③　本府の指導計画の内容

　　④　その他必要な知識・技術の習得・向上に資する事項　　　　等

３　飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

（１）府は以下の情報を必要に応じて、メール・ファックス・郵便・電話・ホームページ等で情報提供を行う。

①　平常時

・　国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況

・　最新の科学的知見に関する事項

・　「地域講習会」等の研修会・講習会に関する事項

・　国又は府による飼養衛生管理に係る調査

・　注意喚起又は指導に関する事項

・　家畜の伝染性疾病の発生状況の調査に関する事項　　　等

②家畜伝染病の発生時又は野生動物における家畜の伝染性疾病の感染確認時

・　当該疾病の発生状況に関する事項

・　法に基づく制限等に関する事項

・　国又は府による緊急の飼養衛生管理に係る調査

・　注意喚起又は指導に関する事項　　　　　　　　　　　等

（２）府は、言語によるコミュニケーションに配慮する必要がある外国人従業員向けの情報提供には図画等を活用し、可能な限り、外国語による資料の作成・提供等を行うよう努める。

**Ⅲ　その他指導等の実施体制に関する事項**

（１）府は、法第12条の３の４第５項に基づき指導計画を国に報告するに当たり、年間指導スケジュールを添付するものとし、国から当該指導計画の策定、変更等に係る助言があった場合は、可能な限りその助言を当該指導計画に反映させるよう努める。

（２）府は、前年度の指導計画の実施状況、その年の家畜の飼養衛生管理の状況及び家畜防疫員の確保状況を、国が別途示す様式により、毎年7月31日までに国へ報告する。

（３）府は、法第12条の５の規定による指導及び助言、法第12条の６第１項規定による勧告並びに同条第２項の規定による命令の実施状況を、（２）の様式により、四半期ごとに国へ報告する。また、法第12条の６第３項及び第34条の２第３項の命令違反者を公表する場合は、（２）の様式により、速やかに国へ報告する。

**第六章　協議会等の活用その他の飼養衛生管理に係る指導等の実施に関し必要な事項**

**Ⅰ　協議会等の活用と相互連携に関する方針**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 協議会等の種類 | 構成 | 設置時期 | 事務局 | 協議内容 |
| 近畿ブロック等鳥インフルエンザ・口蹄疫等対策協議会 | 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、福井県、三重県、鳥取県、岡山県(\*)、近畿農政局(\*) | 平成24年度 | 関西広域連合広域防災局(兵庫県) | 関西防災・減災プラン（感染症対策編）に位置付け、家畜防疫員の相互派遣と防疫資材の融通等  \*：オブザーバー |
| 病性鑑定ネットワーク協議会 | 近畿府県、大阪府大、京産大、近畿農政局 | 平成21年度 | 大阪府 | 家畜伝染病の病性鑑定に係る情報交換、研修会等 |
| 県境防疫会議 | 兵庫県、大阪府 | 既設 | 持ち回り | 家畜伝染病発生時の府県境を越えた場合の対応等の情報共有、防疫演習等 |
| 奈良県、和歌山県、三重県、大阪府 | 既設 | 持ち回り |
| 滋賀県、京都府、奈良県、三重県、大阪府 | 既設 | 持ち回り |
| 家畜伝染病等地域説明会 | 現地対策本部構成員 | 既設 | 各農と緑の総合事務所地域政策室 | 家畜伝染病発生時に現地対策本部となる各農緑事務所において構成員（家保、保健所、土木事務所、市町村等）との情報共有及び机上演習等 |
| イノシシ豚熱対策協議会 | 府（北部農緑、家保動畜課）市町村、畜産団体 | 令和2年度 | 畜産団体 | 野生イノシシの豚熱サーベイランスや経口ワクチン等 |

**Ⅱ　家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針**

（１）府は、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、牛疫、牛肺疫及び高病原性鳥インフルエンザ等の重大な伝染性疾病が家畜において発生し、又は野生動物において確認された場合には、防疫指針に基づき適切にサーベイランスを実施するとともに、当該疾病の発生・確認に伴い制限区域が設定された場合は制限区域内の農場を中心に、飼養衛生管理基準の遵守状況について家畜防疫員が速やかに立入や通信により緊急点検を実施する。

（２）その際、家畜防疫員は現に近隣で疾病が発生していること及び既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「Ⅱ 衛生管理区域への病原体の侵入防止」及び「Ⅳ 衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる場合には、知事が法第34条の２に基づき緊急の勧告又は命令を行う。

（３）また、家畜保健衛生所は、周辺の家畜の飼養農場において特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう、疾病の発生状況、通報が必要となる症状、連絡先等について家畜保健衛生所情報の発行等により周知する。

**Ⅲ　通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針**

（１）法においては、家畜の飼養に係る用途にかかわらず、法で指定された家畜を飼養している者は、飼養衛生管理基準を遵守する義務がある。このため、通常の家畜の飼養農場以外の場所（観光牧場、動物園、愛玩動物飼育場等）についても、その定期的・計画的な巡回・指導等のため、指導計画の対象とする。

（２）その際、府は、それぞれの飼養環境・形態の特徴、人及び野生動物との接触の機会等を考慮の上、衛生管理区域の適切な設置、重点的に消毒を強化するポイント等の飼養衛生管理上の留意点について、わかりやすく指導等を行う。また、動物園等を対象に指導等を行う場合には、畜産部局以外の関係部局に飼養衛生管理基準の遵守の重要性を説明した上で、適切に連携して行う。

（別表１）家畜伝染病予防事業計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 家畜別 | 事業名 | 実施方針 | |
| 牛 | ブルセラ症・結核検査 | 「牛のブルセラ症及び結核の清浄性維持サーベイランス実施要領」に則り、ブルセラ症については流産事例を対象に、結核については必要に応じ輸入牛を対象に実施する。 | |
|  | ヨーネ病検査 | 「ヨーネ病対策要領」に沿って感染牛を早期摘発するとともに地域での清浄性を確認するため、引き続き２年に１回の割合でスクリーニング検査を実施する。 | |
|  | 伝達性海綿状脳症検査 | 「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、定型牛海綿状脳症の清浄性確認と非定型牛海綿状脳症の発生動向について監視体制を継続する。 | |
|  | ｱｶﾊﾞﾈ病、ｱｲﾉｳｲﾙｽ感染症、ﾁｭｳｻﾞﾝ病抗体調査 | 「牛のアルボウイルス感染症サーベイランス実施要領」に即し、疾病の発生予察のため、未越夏牛及び事業年４月末時点での抗体陰性牛を対象に抗体調査を実施する。 | |
|  | 牛ウイルス性下痢 | 乳用後継牛を対象に、府内外育成施設への入牧前に抗原検査を実施し、PI牛の摘発を図る。 | |
|  | 牛伝染性リンパ腫 | ヨーネ病検査余剰血清を活用して浸潤状況の把握を行うとともに、重点指導農場において年２回程度検査を実施する。 | |
|  | 伝染性疾病検査 | 小規模を除く牛飼養農場を対象に年２回以上（肉用牛肥育農場は年１回以上）、口蹄疫を中心に臨床検査を実施し、伝染性疾病の早期発見に努めるとともに飼養衛生管理基準の遵守を指導する。 | |
| めん山羊 | 伝達性海綿状脳症検査 | 「伝達性海綿状脳症（ＴＳＥ）検査対応マニュアル」に基づき、感染めん山羊の摘発及び清浄性の確認のため、サーベイランスを実施する。 | |
|  | 伝染性疾病検査 | 小規模を除くめん山羊飼養農場を対象に年１回以上、口蹄疫を中心に臨床検査を実施し、伝染性疾病の早期発見に努めるとともに飼養衛生管理基準の遵守を指導する。 | |
| 馬 | 伝染性疾病検査 | 小規模を除く馬飼養農場を対象に年１回以上、臨床検査を実施し伝染性疾病の早期発見に努め、併せて飼養衛生管理基準の遵守を指導する。 | |
| 豚 | 流行性脳炎検査 | 動物由来感染症サーベイランスの一環として、媒介昆虫活動時期前後に抗体検査を実施する。 | |
|  | 豚熱検査 | 「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、小規模を除くワクチン接種農場において免疫付与状況確認のための抗体検査を実施するとともに、病性鑑定豚において遺伝子検査を実施する。また、浸潤状況把握のため、野生イノシシを対象にサーベイランスを実施する。 | |
|  | アフリカ豚熱検査 | 「アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、病性鑑定豚及び死亡野生イノシシを対象に遺伝子検査を実施する。 | |
| 豚 | オーエスキー病検査 | 「オーエスキー病防疫対策要領」に基づき、清浄段階におけるモニタリング検査を実施する。 | |
|  | ＰＲＲＳ検査 | 農場衛生指導の一環として、抗体検査及び必要に応じ遺伝子検査を実施する。 | |
|  | 伝染性疾病検査 | 小規模を除く豚飼養農場を対象に年２回以上、豚熱を中心に臨床検査を実施し、伝染性疾病の早期発見に努めるとともに飼養衛生管理基準の遵守を指導する。 | |
| 家きん | 高病原性鳥インフルエンザ･低病原性鳥インフルエンザ検査 | 「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき定点モニタリング及び強化モニタリングを実施する。強化モニタリングは、100羽以上飼養全農場を対象に年２回、防疫上必要と認める100羽未満の小規模飼育施設を対象に年1回抗体検査を実施する。さらに、野鳥サーベイランスとして死亡野鳥検査（簡易検査）並びに定点糞便検査（ウイルス分離検査）を実施する。 | |
|  | ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鳥マイコプラズマ病、伝染性ファブリキウス嚢病検査 | 浸潤状況の把握またはワクチン免疫付与状況確認のため、抗体検査を実施する。 | |
|  | 伝染性疾病検査 | 小規模を除く家きん飼養農場を対象に年２回以上、防疫上必要と認める小規模飼育施設を対象に年１回以上、高病原性鳥インフルエンザを中心に臨床検査を実施し、伝染性疾病の早期発見に努めるとともに飼養衛生管理基準の遵守を指導する。 | |
| 輸入  家畜 | 防疫対策要綱別記７「輸入家畜の着地検査指針」に基づき、輸入家畜（主として馬）を対象に臨床検査並びに精密検査（馬伝染性貧血検査）を実施する。 | |